

#### 4. 10 再生建築用資材（木質系）

##### ① 評価対象資材

繊維板、パーティクルボード、木質系セメント板等の木質再生資源を利用した建築用資材を対象とする。

##### ② 品質・性能

以下のいずれかの基準に適合していること。

J I S A 5 9 0 5 繊維板、J I S A 5 9 0 8 パーティクルボード、J I S A 5 4 0 4 木質系セメント板、J I S A 5 4 2 2 窯業系サイディング

##### ③ 再生資源の含有率

再生・未利用木材を、木質部の原料としてほぼ100%使用していること。

ただし、再生資源の供給不足や環境負荷低減に寄与する等の合理的な理由が明確に示される場合には、この限りではない。

##### ④ 環境に対する安全性

a. 原料として特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。

b. 製品または原料（再生資源）において、環境基本法第16条による「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の基準を適合すること。

c. 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の5の技術基準で使用禁止となっていない材料であること。

##### ⑤ 品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織、社内規格、材料の供給体制、品質管理推進責任者等を備えた工場において製造された製品であること。

##### ⑥ 環境負荷

a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。

b. 再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表1に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表1 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時、施工時において、有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において、著しい環境負荷は生じない。

令和 元年 1 1月 7日 一部改正

令和 8年 1月 27日 一部改正